

AICE研究データベース データ取扱いに関するポリシー

AICE研究DB 運用策定会議

2019年 4月 2日

AICE研究データベースのデータ取扱いに関するポリシー（Ver. 1.0*）

1. AICE研究データベース（以下、「AICE研究DB」）は、AICEの基礎・応用研究および、当該研究に関わる知的財産および公開情報の利活用促進を目的にデータ等を登録するものである。AICE研究DBへ登録されるデータ等の帰属は、そのデータ等を創出した研究契約等に基づくものとする。AICE研究DBへデータ等を登録することによって帰属が移転することはない。
2. データ等をAICE研究DBに登録するか否かは、当該データの作成者ないしは所有者が決定する。AICE研究DB登録する場合は、データ作成者ないしは所有者がデータ等の公開範囲（限定公開エリア／ワークスペースエリア）を指定する。公開範囲を変更する場合（フルオープンエリア／限定公開エリア／ワークスペースエリアただしエリア内でのアクセス範囲の変更等を含む）や、データ等を変更・削除する場合もデータ作成者ないしは所有者が判断する。なお、データ等をAICEが一部ないしは全体を所有する場合には協議によるものとする。
3. 登録されたデータ等は、著作権法上及び本ポリシーにて認められた範囲において利用することは可能だが、当該範囲を超えて複製、公衆送信（インターネット等への公開）、頒布、譲渡、貸与、翻訳・翻案、二次的利用、直接的な商用利用等を行う際には、著作権者の承諾を得ること。なお、AICEの基礎・応用研究によって創出され、AICEが一部ないしは全体を所有する知的財産について、AICE組合員等は自由かつ無償で実施することができる。ただし、AICEと各研究機関の研究契約の条項が優先するものとする。
4. AICEの基礎・応用研究目的において、AICE研究DBに登録され、AICEが一部ないしは全体を所有するデータ等をAICE研究参画者（組合員等、当該研究テーマへ参加する研究機関）は無償で利用することができる。ただし、AICEと各研究機関の研究契約の条項が優先するものとする。
5. AICE研究DB利用者は、閲覧及び論文・学会等での発表（以下、「閲覧等」）のためにAICE研究DBデータ等を以下の条件に従い利用できる。
 - ① 限定公開エリア及びワークスペースエリアに登録されたデータ等や、その解析結果を論文・学会等で発表したい場合には、データ作成者にその旨連絡し、データ作成者から引用に対する事前承諾を書面にて得る。また、共著に関する事前協議も行う。フルオープンエリアはこれらの対応は原則不要とするが、データ作成者の指示がある場合はこれに従う。
 - ② 論文・学会等で発表する際には、引用を明記する。
 - ③ 閲覧等に対する金銭の授受は発生しない。

* 研究機関との契約締結状況に応じて一部の条項を見直す可能性がある
（目途として2019年5月末頃に確定する予定）